

海外市場における「かごしま市観光ナビ」利用促進業務  
企画提案競技実施要領

令和2年2月14日  
公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会

## 1 委託業務名

海外市場における「かごしま市観光ナビ」利用促進業務

## 2 業務の目的

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会では、鹿児島市公式観光サイトのリニューアルを実施し、令和2年2月4日（火）に「かごしま市観光ナビ」（<https://www.kagoshima-yokanavi.jp>）としてリリースしたところであるが、リリース後の新サイトは検索エンジン等への浸透に一定の期間を要することから、アクセス数の減少も予想され、とりわけ海外からのアクセスにおいてその影響を受けやすいと考えられる。

しかしながら、「かごしま市観光ナビ」の位置付けは、鹿児島市で具体的にどのような過ごし方ができるのかを提案する「受け皿」であり、利用されなければ存在意義はないため、サイトへのアクセス数（活用度）の向上は急務である。

本業務は、東アジア・ASEAN・欧米豪などの海外市場を対象とし、各市場における潜在顧客を「かごしま市観光ナビ」へ呼び込むための取組を実施することで、鹿児島市の魅力を発信するとともに、誘客及び消費拡大を図るものである。

## 3 対象とする国と地域

香港・台湾・韓国・シンガポール・英国・米国・オーストラリアを対象とし、香港・台湾を最も重視するものとする。

なお、「かごしま市観光ナビ」の対応言語は、英語・繁体字・簡体字・韓国語であり、言語毎に保有するコンテンツ数や翻訳量が異なることに留意すること。

## 4 委託契約期間

契約締結の日から令和2年3月26日（木）まで

## 5 予算額

4,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 企画提案書の内容

企画提案書には次に掲げる項目を記載すること。表紙・目次を除き、(1)から(7)までをA4片面15枚以内で作成することとし、(8)については任意の様式とする。

- (1) 企画の概要
- (2) ターゲット層
- (3) 実施方法

- ・回数・数量等を含めて具体的に記載すること。
- ・実績等を含めてその選択理由を記載すること。

- (4) 期待される効果
- (5) 効果検証の方法
- (6) 実施体制
  - ・ 人員及び担当者の経験などを記載すること。
- (7) 実施スケジュール
- (8) 見積書
  - ・ 人件費、製作費、広告費、諸経費など、使用する広告媒体毎に必要な経費の内訳を具体的に記載すること。

## 7 質疑応答

- (1) 質問方法
  - 質問内容を別紙「質問書」に記載し、電子メールで送信すること。
- (2) 質問受付期限
  - 令和2年2月19日（水）午後5時30分まで
- (3) 質問先
  - 〒890-0053
  - 鹿児島市中央町10番地 キャンセ7階
  - 公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会（担当：猪本）
  - 電話 099-286-4700
  - 電子メールアドレス [kcvb11@ab.auone-net.jp](mailto:kcvb11@ab.auone-net.jp)
- (4) 質問回答
  - 期限までに質問書を提出した事業者に対し、令和2年2月20日（木）までに電子メールで通知する。

## 8 企画提案書の提出方法

- (1) 提出部数
  - 正本1部、副本6部
  - 副本には、企業名（略称含む）、住所、社章等の企業名が分かる記載はしないこと。
- (2) 提出方法
  - 直接持参または郵送
- (3) 提出期限
  - 令和2年2月25日（火）午後5時30分まで
- (4) 提出先
  - 「7 質疑応答」の質問先に同じ

## 9 委託事業者の選定

- (1) 企画提案書の提出後、鹿児島観光コンベンション協会は審査会による選定を速やかに実施し、各事業者はその結果を通知する。

- (2) 審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

## 10 業務の委託

- (1) 鹿児島観光コンベンション協会は、選定された事業者に対し、随意契約により本業務を委託する。
- (2) 選定された事業者は、責任をもって受託することとし、業務の遂行にあたっては、鹿児島観光コンベンション協会と十分協議して進めるものとする。
- (3) 選定された事業者は、企画案に関する必要な一部の変更について、必ず協議に応じるものとする。

## 11 その他

- (1) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (2) 画像等の著作権や肖像権に関することは、受託事業者において処理すること。
- (3) 契約履行過程で生じた制作物の著作権は、鹿児島観光コンベンション協会に属する。
- (4) 企画提案競技への参加に関する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類等は返却しないものとする。